

財政局業務委託希望型指名競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、財政局業務委託希望型指名競争入札実施要綱（平成21年12月22日施行。以下「要綱」という。）第10条の規定に基づき、要綱の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(決裁)

第2条 要綱第3条第2項の規定による入札参加資格要件の設定及び要綱第4条の規定による対象業務の概要等の公表については、施行決定（千葉市決裁規程（平成4年3月27日訓令（甲）第1号）別表第1「3財務に関する事項」（2）歳出予算及び債務負担行為の執行に規定する施行決定をいう。）において決裁を受けるものとする。

2 要綱第6条から第8条までの規定による入札者の指名等については、対象業務に係る施行決定の専決区分により決裁を受けるものとする。

(対象業務の概要等の公表)

第3条 要綱第4条の規定による発注情報の公表は、千葉市ホームページの入札情報等ポータルページに掲載することにより行うものとする。

2 前項の規定によるホームページへの掲載期間は、当該入札参加申込みの受付期間と同日とする。

附 則

この要領は、要綱の施行の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。